

20260427 掲載



令和8年度業界別人材確保ストラテジー促進事業 (団体独自取組支援) 補助金募集要項

お問い合わせ先

公益財団法人東京しごと財団
企業支援部 企業支援課 団体連携係

住所 〒102-0072

東京都千代田区飯田橋3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル11階

電話 03-5211-2781(平日9時から17時)

メール dantaikadai@shigotozaidan.or.jp

WEB https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/gyokai_shien/strategy.html



目次

申込者情報の取扱いについて	2
(1) 利用目的	2
(2) 個人情報の保護	2
1 業界別人材確保戦略促進事業(団体独自取組支援)の概要	3
(1) 事業目的	3
(2) 補助対象期間	3
(3) 補助上限額・補助率	3
(4) 補助対象の取組	3
(5) 本事業の流れ	4
2 申請要件	4
(1) 補助対象団体の要件	4
(2) 支援先企業の要件	6
3 補助対象経費等	7
(1) 補助対象経費	7
(2) 補助対象経費についての注意点	9
(3) 補助対象外経費	9
4 申請方法	10
(1) 申請受付期間	10
(2) 申請書類	12
(3) 申請についての注意事項	13
5 審査・選定方法	13
(1) 審査方法	13
(2) 選定に当たっての視点	13
(3) 審査結果の連絡	13
6 選定後の流れ	14
(1) 実施状況報告書の提出(四半期)	14
(2) 実績報告書の提出(中間)・中間払	14
(3) 実績報告書の提出(最終)	14
(4) 審査	14
(5) 補助金の額の確定	15
(6) 補助金の請求及び支払い	15
7 その他の注意事項	15
(1) 経理関係書類の確認	15

(2) 取組計画等の変更	16
(3) 取組の中止	16
(4) 債権譲渡の禁止	17
(5) 関係書類の保存	17
(6) 財産等の管理	17
(7) 調査等.....	17
(8) 成果の公表	17
(9) 交付決定の取消し	17
(10) 補助金の返還	18
(11) その他	18

改訂履歴

版数	発行日	内容
初版	令和8年4月24日	-

申込者情報の取扱いについて

(1) 利用目的

- ① 本事業の事務連絡や運営管理・統計分析
- ② 本事業の普及啓発
- ③ 各種事業案内等の送付

※ 上記③を辞退される方は、表紙記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

(2) 個人情報の保護

提出された書類等に含まれる個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」、「公益財団法人東京しごと財団(以下「財団」という。)個人情報保護基本方針」及びその他の関係法令に基づいて管理します。

財団 個人情報保護基本方針(<https://www.shigotozaidan.or.jp/privacy/index.html>)

1 業界別人材確保戦略促進事業(団体独自取組支援)の概要

(1) 事業目的

労働力人口の減少や高齢化を背景に、中小企業の慢性的な人手不足は続いており、大きな経営課題となっています。中小企業の人材確保に当たっては、業種や業態により特有の課題を抱えていることから、業界内の企業の状況に精通し、企業とのネットワークを有している業界団体(以下「団体」という。)を通じた支援が効果的です。

業界別人材確保戦略促進事業(団体独自取組支援)(以下「本事業」という。)では、団体が構成員である中小企業等(以下「支援先企業」という。)に対して自主的に行う人材確保の取組(以下「取組」という。)に要する経費を補助することで、業界の負担を軽減し、業界全体の人手不足等の解消を図ることを目的としています。

(2) 補助対象期間

令和8年(2026年)9月から令和10年(2028年)3月末まで

- ※ 取組の開始日から終了日までの期間を指します。上記期間は最長のものです。この期間内で取組の開始日と終了日を設定してください。また、設定した期間内に取組の契約、履行、支払までを完了してください。

(3) 補助上限額・補助率

補助上限額	補助率
1団体当たり 3,000万円 ※1、※2	2分の1

※1 補助上限額3,000万円…10団体程度

※2 **特例として、介護・建設・運輸の場合、補助上限額5,000万円(初回利用に限る*)**…5団体

*「初回利用に限る」とは、介護・建設・運輸業界の団体を特例団体とし、そのうち、「業界別人材確保強化緊急支援事業」又は「業界別人材確保強化事業」において3,000万円を超えて交付決定を受けたことがない団体をいいます。

★ 算出した補助金の額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。

(4) 補助対象の取組

団体が支援先企業に対して自主的に実施する人材確保に資する取組

- ※ 団体自らが支援の対象となることを希望する場合は、支援先企業とみなすことができます。
- ※ 補助対象経費は、「3 補助対象経費」のとおりです。

(5) 本事業の流れ



2 申請要件

(1) 補助対象団体の要件

申請を行うためには、以下の①から⑩の要件をすべて満たしていることが必要です。

- ① 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、事業協同組合等の法人であること
- ② 業種別の中小企業等で構成される業界団体で、構成員(会員、組合員等)の5割以上が中小企業であること
- ③ 都内全域を活動範囲としており、都内に住所又は主たる事業所があること
- ④ 下記のいずれかに該当すること
 - ア 過去に財団が実施した下記のいずれかの団体支援事業において取組実績があること。ただし、(カ)においては、令和7年度の団体独自取組支援の補助対象団体として取組を実施中である場合には本事業の対象としない
 - (ア)「団体課題別人材力支援事業」
 - (イ)「団体別採用カスパイラルアップ事業」
 - (ウ)「業界別人材確保支援事業」

- (エ)「業界別人材確保オーダーメイド型支援事業」
- (オ)「業界別人材確保強化緊急支援事業」
- (カ)「業界別人材確保強化事業」
- イ 上記アの取組実績がない場合には、「令和8年度業界別人材確保戦略促進事業(人材確保力向上支援)」に応募していること
- ⑤ 法令等を遵守していること
 - (ア) 過去5年間に重大な法令違反がないこと
 - (イ) 納期の到来している法人住民税及び法人事業税を完納していること
 - (ウ) 申請時から遡って1年間に財団又は東京都等との委託契約等における契約違反がないこと
 - (エ) 東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者でないこと、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号)別表1号に該当するとして(事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。)、要綱に基づく排除措置期間中でないこと
 - (オ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと
- ⑥ 経営状態が安定しており、以下のいずれにも該当しないこと
 - (ア) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立てをした(債権者を除く)又は手続きの開始決定がされた債務者であること
 - (イ) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てをした(債権者を除く)又は再生手続きの開始決定がされた債務者であること
 - (ウ) 破産法に基づく破産手続きの申立てをした(債権者を除く)又は破産手続きの開始決定を受けた債務者であること
- ⑦ 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属している又は信用度が極端に悪化していないこと。また、青少年の健全育成上ふさわしくない事業を行っていないこと
- ⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと
- ⑨ 職員の採用に当たっては、公正な採用選考を行っていること
- ⑩ 事業説明会に参加していること

上記の要件に関わらず、財団理事長が適当でないと認める場合は補助の対象外とします。

なお、以下の①から④の事由に該当した場合は、書面審査の対象から除外します。

- ① 申請書類に虚偽の記載があった場合
- ② 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ③ 上記(1)補助対象団体の要件を満たさなくなった場合
- ④ その他審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

(2) 支援先企業の要件

支援先企業は、以下の①から⑦の要件をすべて満たしていることが必要です。

なお、団体自らが支援の対象となることを希望する場合は、支援先企業とみなすことができます。

- ① 東京都内に本社・本店又は主たる事務所・事業所があり、常時使用する従業員数・職員数が300人以下、又は資本金3億円以下であること
- ② 上記(1)の団体の会員、組合員、構成員等として所属している若しくは、団体に所属していないものの、同一業界内であること
- ③ 法令等を遵守していること
 - (ア) 過去5年間に重大な法令違反がないこと
 - (イ) 納期の到来している法人都民税及び法人事業税を完納していること
 - (ウ) 申請時から遡って1年間に財団又は東京都等との委託契約等における契約違反がないこと
 - (エ) 東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者でないこと、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号)別表1号に該当するとして(事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。)、要綱に基づく排除措置期間中でないこと
 - (オ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと
- ④ 経営状態が安定しており、以下のいずれにも該当しないこと
 - (ア) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立てをした(債権者を除く)又は手続きの開始決定がされた債務者であること
 - (イ) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てをした(債権者を除く)又は再生手続きの開始決定がされた債務者であること
 - (ウ) 破産法に基づく破産手続きの申立てをした(債権者を除く)又は破産手続きの開始決定を受けた債務者であること
- ⑤ 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属している又は信用度が極端に悪化していないこと。また、青少年の健全育成上ふさわしくない事業を行っていないこと
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと
- ⑦ 従業員の採用に当たっては、公正な採用選考を行っていること

3 補助対象経費等

(1) 補助対象経費

次の①から⑥に適合する経費で、別表1-1「補助対象経費」、別表1-2「補助対象経費の科目」に定める経費を補助対象経費とします。

- ① 取組に要する必要最小限の経費
- ② 補助対象期間内に契約、履行、支払が完了した経費。ただし、中間の実績報告においては令和8年度末までに契約、履行、支払が完了した経費
- ③ 支払が原則として口座振込である経費
- ④ 用途、単価、規模等の確認が可能である経費
- ⑤ 他の事業に要した経費と明確に区分できる経費
- ⑥ 財産取得となる場合は、所有権が補助対象団体に帰属する経費

■別表1-1 補助対象経費

補助対象の取組	補助対象経費
支援先企業の人材確保に資する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業界PR用に制作するもの(動画、パンフレット、チラシ、Webサイト、啓発グッズ) ・ 業界PRイベント(合同企業説明会等)の実施又はイベントへの出展 ・ セミナーや講習会、研修の実施 ・ 外部のセミナーや講習会、研修への参加 ・ 資格・免許取得支援 ・ 求人サイトの構築 ・ 求人誌(Web含む)への求人合同出稿 ・ 求人広告の掲載(求人誌、新聞、雑誌、Web) ・ 専門家によるコンサルティング ・ モデル就業規則の作成 等

■別表1-2 補助対象経費の科目

科目	内容説明
委託費	<p>団体が直接実施することができないものについて、業務を委託・外注する場合に要する経費</p> <p>(1) 動画やパンフレット等の制作・配布に係る経費 (2) Webサイト構築に係る経費 (3) イベント運営(広報から当日運営)に係る経費 (4) セミナーや研修運営に係る経費 (5) 資格取得や免許取得の講習受講に係る経費 (6) その他、取組の運営に係る経費 等</p> <p>※ 委託内容、金額等が明記された契約書を締結し、委託する側である団体に成果物等が帰属すること ※ Webサイト運営に係る経費等、ランニングコストについては、取組に係る経費が明確な場合のみ、補助対象期間中は対象とする</p>
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作成したチラシ、パンフレット等の印刷費 ・ 教材の印刷費 等
会場借上費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場の利用料 ・ 会場で使用する機器用具等賃借料
出展費	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベントへの出展費用
諸謝金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部講師に対する謝金 ・ 専門家に対する謝金
研修費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格取得や免許取得の受講料 等
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制作したパンフレット等の配布に係る送料 ・ 外部会場を使用する際の資材運搬費
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組に必要な消耗品購入 ・ 教材費 <p>※ 税込単価10万円未満に限る</p>
人件費	<p>取組の遂行に必要な業務や事務の補助に専属で従事する者(パート・アルバイトを含む)の給与・賃金(通勤手当含む)</p> <p>※ 新たに雇い入れた人材が対象。既にいる従業員は、本取組に専属で従事する場合のみ対象とする</p>

(2) 補助対象経費についての注意点

- ① 各経費の積算根拠となる資料(見積書等)の添付が必要です。
- ② 契約先1社当たりの契約金額が、税込100万円以上の場合は2社以上の見積書が必要です。
- ③ 経費は、一般的な市場価格に対して著しく高額でないものに限ります。
- ④ 経費の支払い手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨で支払うものに限ります(交付申請時に添付する見積書の段階で日本語及び日本国通貨で表記されるものに限ります)。
- ⑤ 国、都、区市町村が実施する各種補助金との併給については、下記「(3) 補助対象外経費⑱」に従うものとします。

(3) 補助対象外経費

次の各項目に該当する経費は補助対象外とします。

- ① 補助対象経費(別表1-1、1-2)の経費区分に記載のない経費
 - ② 用途、単価、規模等の確認が不可能な経費
 - ③ 見積書、契約書、発注書と発注請書、納品書、請求書、振込控、領収書等の帳票類に不備がある経費
 - ④ 名義が補助対象団体以外の領収書、振込明細書等の経費。ただし、補助対象団体以外の名義によらざるを得ない事情がある場合は、財団に事前に相談し、財団の了承を得ること
 - ⑤ 他の事業と本事業を明確に区分できない経費
 - ⑥ 契約から支払を含む一連の手続きが補助対象期間内に行われていない経費
 - ⑦ 補助対象期間より前に開始した取組に係る経費。ただし、内容や経費等の面から明確に対象期間以前の部分と区別できる場合には対象とすることがある
 - ⑧ 補助対象期間終了日に完了していない取組に係る経費。ただし、補助対象期間終了後も続く取組であっても、内容や経費等の面から明確に補助対象期間以降の部分と区別できる場合には対象とすることがある
 - ⑨ 間接経費(消費税等の公租公課、振込手数料、収入印紙代、事務手数料等)、旅費・交通費、通信費(携帯電話通話料金・Wi-Fi月額料金・インターネット回線・プロバイダー料金等)、光熱水費、物品購入に係る送料、代引手数料
 - ⑩ 茶菓、飲食、娯楽、接待の費用
 - ⑪ 契約及び支払に際し、ポイントを取得・使用した場合のポイント相当分
 - ⑫ 現金で支払われた経費(10万円以下で即時支払いが求められるものを除く)
 - ⑬ クレジットカードにより支払われた経費(原則は振込払い)
 - ⑭ 他の取引と相殺して支払が行われている経費
 - ⑮ 他社発行の手形や小切手により支払われる経費
 - ⑯ 委託業務で成果物等の資産の帰属が委託先になるもの
 - ⑰ 補助対象団体の代表権を持つ者が代表を務める企業等との取引であるもの
 - ⑱ 同一の事由で国、都又は区市町村等から補助金や給付金、助成金を受けている取組に係る経費
 - ⑲ 上記各号のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切な経費
- ※内容によっては補助対象外となる場合もあります。

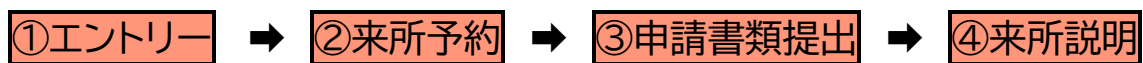
4 申請方法

(1) 申請受付期間

令和8年4月27日(月曜日)から7月24日(金曜日)

- ※ 来所による申請内容の説明(ヒアリング)をもって受付完了となります。
- ※ 来所日の**4営業日前まで**に申請書類を提出してください(来所による持参提出は不可)。
- ※ 上記期間外の申請は一切受付できません。

◆ 受付完了までの流れ



申請予定団体へのフォローを行うため、必ずエントリーをお願いします。

- | | | |
|----------|---|------------------------------|
| ① エントリー | ： | 令和8年4月27日(月曜日)から7月10日(金曜日)まで |
| ② 来所予約 | ： | 同上 から7月17日(金曜日)まで |
| ③ 申請書類提出 | ： | 同上 から7月17日(金曜日)まで |
| ④ 来所説明 | ： | 同上 から7月24日(金曜日)まで |

① エントリー

- ◆ 下記事業ウェブサイト内のエントリーフォームから必要事項を登録してください。

<https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/gyokai shien/strategy/strategy.html>

- (1) 団体名
 (2) 団体所在地
 (3) 担当者連絡先(担当者名・部署・電話番号・メールアドレス)



② 来所予約

- ◆ 来所説明の予約枠は、平日10時から11時、13時から16時です(最終枠:16時開始)。
- ◆ 所要時間は1時間です。あらかじめ、電話又はメールでご希望日・時間をお知らせください。

電話:03-5211-2781(平日9時から17時)

メール:dantaikadai@shigotozaidan.or.jp

- ※ 予約状況を踏まえて日程調整を行いますので、希望の日程に沿えない場合もあります。
- ※ 「令和8年度業界別人材確保戦略促進事業(人材確保力向上支援)」を同時に申請される場合は、予約時にお伝えください。
- ※ 7月17日(金曜日)以降は予約が混み合うことが想定されますので、計画的な提出をお願いします。

③ 申請書類提出

◆ 提出方法

電子 又は 郵送

来所日の**4営業日前までに到着**するように提出してください。

7月24日(金曜日)が来所日の場合には、**7月17日(金曜日)**が到着期限となります。

➤ 電子での提出先

来所の**予約受付時**に申請フォームのURLを案内します。

➤ 郵送での提出先

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル11階
(公財)東京しごと財団 企業支援部 企業支援課 団体連携係 宛

④ 来所説明

◆ 事前に提出いただいた申請書類の内容をご説明いたします。

◆ お手元用に申請書類一式の控えをご持参の上、下記への**来所**をお願いします(郵送での提出先と同一)。

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル11階
(公財)東京しごと財団 企業支援部 企業支援課 団体連携係

<交通のご案内>

最寄り駅:飯田橋駅

- JR 中央・総武線=東口より徒歩3分
- 東京メトロ東西線=A5出口より徒歩1分
- 東京メトロ有楽町線・南北線・都営地下鉄大江戸線=A2出口より徒歩2分
- 「東京しごとセンター」より徒歩1分



(2) 申請書類

書類名称			備考
①	様式1	令和8年度業界別人材確保戦略促進事業 (団体独自取組支援)補助金交付申請書	・代表者印を押印すること ※代表者名が自署の場合は押印 不要
②	様式2	団体概要	
③	様式3	誓約書	・代表者印を押印すること ※代表者名が自署の場合は押印 不要
④	様式4	業界の雇用情勢、会員企業への支援実績	
⑤	様式5	取組計画	・全4ページ
⑥	様式6	経費明細書	・取組ごとに作成すること ・見積書等の写しを添付すること
⑦	—	パンフレット等団体の概要がわかる資料	
⑧	—	団体の直近3期分の財務諸表一式	・連結決算を行っている場合は単 体及び連結決算両方の財務諸表 一式
⑨	—	団体の履歴事項全部証明書(写し可)	・発行日から3か月以内のもの
⑩	—	団体の印鑑証明書(写し可)	・発行日から3か月以内のもの ※様式1の代表者名が自署の場 合は提出不要

※ 取組を実施するに当たり、団体が職業紹介権を行使する場合は「有料職業紹介事業許可証」の写しを提出してください。

➤ 様式は下記ウェブサイトからダウンロードできます。



東京しごと財団 雇用環境整備事業

https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/gyokai_shien/strategy/strategy.html

(3) 申請についての注意事項

- ◆ 来所説明後は、申請書等の追加提出、差し替えはできません。ただし、財団から追加書類及び差し替えの提出を求める場合にはその限りではありません。
- ◆ 提出された申請書類は返却しませんので、必ず控えを保管してください。
- ◆ 申請書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。
- ◆ 申請書類の作成、申請に係る経費等は、申請団体の負担となります。

5 審査・選定方法

(1) 審査方法

- ◆ 提出された書類に基づき、上記「2 申請要件」を満たしているかを確認した上で、財団が設置する「業界別人材確保戦略促進事業(団体独自取組支援)支援団体選定審査会」(以下「審査会」という。)において書面審査を行います。
- ◆ 審査会では、提出された申請内容について審査基準に基づき審査し、総合的に判断した上で、15団体程度を選定します。各審査員の評点の平均が、満点の60%に満たなかった場合は選定対象外とします。
- ◆ 審査会は非公開とし、選定内容に係る質問や異議は一切受け付けません。
- ◆ 審査の結果、補助金申請額と補助金交付決定額が異なる場合があります。
- ◆ 補助金交付決定に当たって、必要に応じて条件を付す場合があります。

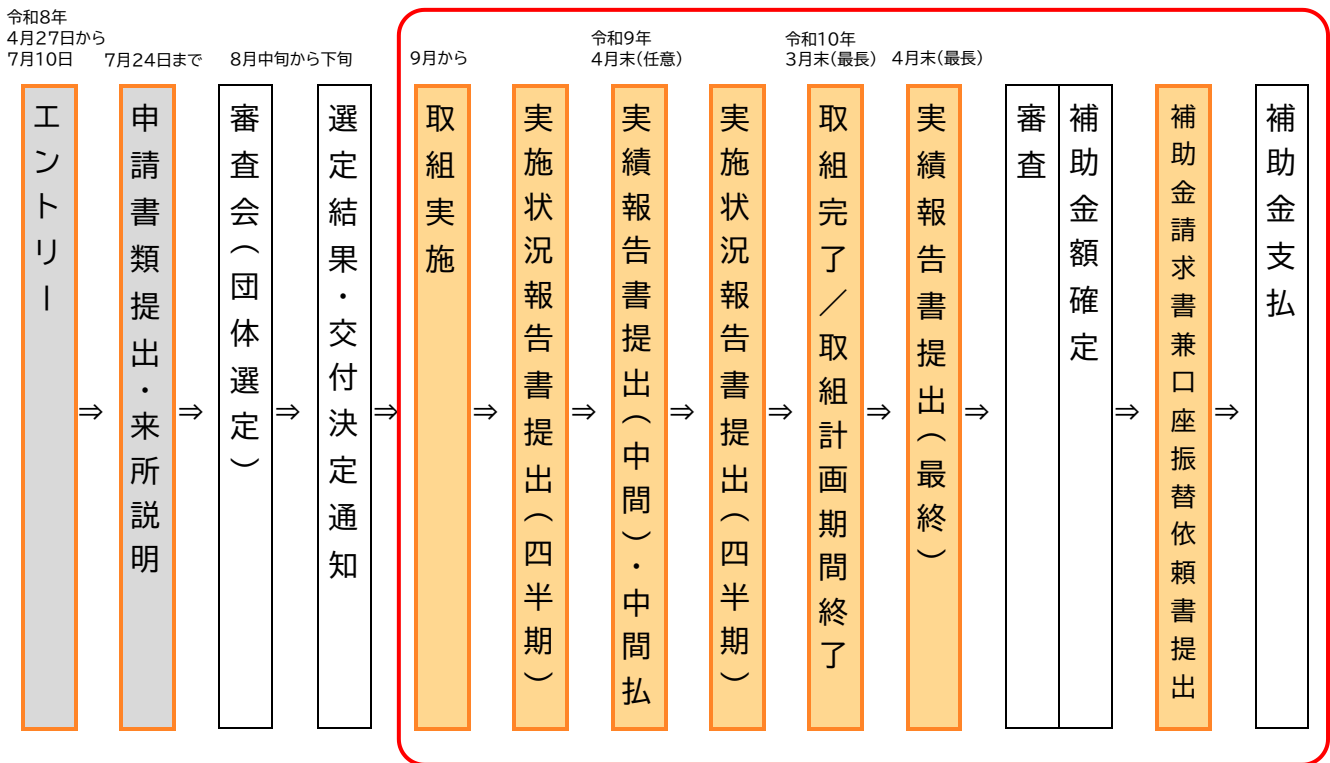
(2) 選定に当たっての視点

- ◆ 選定に当たっての視点は概ね次のとおりとし、総合的に判断した上で選定します。
 - ① 業界における人材確保の現状や課題等に対する認識、事業実施の理由や目標、支援の必要性
 - ② 取組内容の妥当性(団体内中小企業の人材確保の効果が見込まれる内容となっているか、計画は具体的なものとなっているか、実施スケジュールは適切か等)
 - ③ 経費の妥当性(経費見込額の積算は妥当か、補助対象外の経費が含まれていないか等)
 - ④ 取組の実施体制、人材確保支援の実績
 - ⑤ 個人情報管理、法令遵守体制

(3) 審査結果の連絡

- ◆ 審査結果は、令和8年8月下旬頃、すべての申請団体に対して書面により通知する予定です。
- ◆ 補助団体となった場合には、審査結果とともに補助金交付決定通知書を送付します。なお、交付決定通知書の再発行はできません。

6 選定後の流れ



(1) 実施状況報告書の提出(四半期)

- ◆ 財団が指定する期日(令和8年9月末、12月末、令和9年3月末、6月末、9月末、12月末、令和10年3月末)までの取組の執行状況について、財団指定の実施状況報告書にまとめた上で、期日から10日以内に提出してください。

(2) 実績報告書の提出(中間)・中間払

- ◆ 各取組の中で、令和8年度末までに契約、履行、支払が完了した経費については、実績報告を行うことにより、補助金の中間払を受けることができます。財団指定の実績報告書を作成し、令和9年4月末日までに提出してください。

(3) 実績報告書の提出(最終)

- ◆ すべての取組の完了後1か月以内に財団指定の実績報告書を提出してください。

(4) 審査

- ◆ 実績報告書等の内容に基づき、取組の完了状況や経費について確認を行います。財団職員の確認作業にご協力をお願いいたします。なお、必要に応じて募集要項に記載のない書類の提出や説明を求める場合があります。

(5) 補助金の額の確定

- ◆ 提出された実績報告書に基づき、取組が適正に行われたと認められたときは、補助金の額を確定し、通知します。
 - ※ 交付決定時の金額は、補助金の支給額の上限を示すものです。実績報告の審査後に補助金の額が確定するため、審査の結果により交付決定額から減額されることがあります。
 - ※ 補助金の確定額は、補助対象外経費を除外し、実際に要した補助対象経費に2分の1を乗じて得た額と交付決定額を比べ、低い方の額となります。ただし、算出した申請額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てとします。

(6) 補助金の請求及び支払い

- ◆ 補助金額の確定通知を受けた後、補助金請求書兼口座振替依頼書(以下「請求書」という。)に必要事項を記入し、印鑑証明書(請求日時時点で3か月以内に発行された原本)、口座振替先となる金融機関の通帳の写しとともに提出してください。
- ◆ 提出書類を確認した後、財団から指定の金融機関口座へ補助金を振り込みます。

7 その他の注意事項

(1) 経理関係書類の確認

実績報告の確認書類として、以下の提出書類の整備・保管が経費ごとに必要となります。

- ① 全経費共通
契約から履行、支払完了までを証明する書類(契約書、発注書と発注請書、納品書、請求書、振込控、領収書等)
- ② 上記①に加えて経費ごとに必要となる主な書類

経費区分	必要書類
委託費	仕様書、成果物(現物、実施結果報告書)等 ※成果物がない場合は、写真等履行状況がわかるものを提出してください。
印刷製本費	成果物(作成したチラシ等の現物)等
会場借上費	申込書、会場の概要がわかるもの等
諸謝金	依頼書、実施内容がわかるもの等

研 修 費	申込書、研修の概要がわかるもの 等
出 展 費	申込書、展示会の概要がわかるもの、開催時の写真、実施結果報告書等
通信運搬費	伝票 等
消耗品費	—
人 件 費	作業日報等勤務状況や業務内容がわかるもの、賃金台帳等賃金の支払い実態がわかるもの、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用) 等

※ 上記①②の書類に本事業と関係のない経費や個人情報等が含まれる場合は、該当する箇所を塗りつぶすなどあらかじめ処理した上で提出してください。

(2) 取組計画等の変更

- ◆ 次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ変更承認申請書を提出し、その承認を受けなければなりません。ただし、正当な理由がない限り変更は認められません。なお、承認を受けずに取組を実施した場合の経費は補助対象外です。

(ア) 複数の取組を実施する場合に、一取組当たりの経費の10%を超えて他の取組の経費に変更しようとするとき。

(イ) 取組の実施時期を3か月以上変更しようとするとき。

(ウ) 取組の内容を著しく変更しようとするとき。

※ 上記(ア)から(ウ)に該当しない軽微な変更については、都度財団に相談すること。

- ◆ 補助団体の名称、所在地、代表者、印影を変更したときは、補助団体の変更届出書を速やかに提出してください。

(3) 取組の中止

- ◆ 交付決定を受けたすべての取組を中止する場合及び一部の取組を補助対象期間内に実施しない場合は、中止届出書の提出が必要です。

(4) 債権譲渡の禁止

- ◆ 補助団体は、交付決定によって生じる権利の全部又は一部を財団の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は継承させてはなりません。

(5) 関係書類の保存

- ◆ 本事業に係る関係書類及び帳簿類は補助対象期間が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければなりません。必要に応じて、関係帳簿等を調査しますのでご協力ください。

(6) 財産等の管理

- ◆ 本事業により取得した財産(以下「取得財産」という。)を適切に管理し、補助対象期間が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければなりません。
- ◆ 取得財産について、固定資産として計上するなど関係法令等に基づき適切な会計処理を行わなければなりません。

(7) 調査等

- ◆ 取組の実施状況、補助金の収支、帳簿書類、取得財産等について、立入り調査又は報告を求めることがあります。

(8) 成果の公表

- ◆ 本事業によって得た成果を公表する場合は、「業界別人材確保戦略促進事業」の成果である旨を記載してください。

(9) 交付決定の取消し

- ◆ 補助団体が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。
 - ① 交付決定又は変更承認等の内容と異なる事実が認められたとき
 - ② 偽りその他不正の手段により補助金の支給を受けたとき、又は受けようとしたとき
 - ③ 補助金を他の用途に使用したとき、又は使用しようとしたとき
 - ④ 東京都内事業所及び事業の実施場所において実質的な事業活動の実態がないと認められるとき
 - ⑤ 廃業及び倒産等により補助対象の取組の実施が客観的に不可能となったとき
 - ⑥ 補助団体(代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が、東京都暴力団排除条例に規定する暴力団員等に該当するに至ったとき
 - ⑦ 申請の要件に該当しない事実が判明したとき
 - ⑧ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したとき
 - ⑨ その他財団が補助対象として不適切と判断したとき
- ◆ 上記は、支給すべき補助金の額の確定があった後においても適用します。

(10) 補助金の返還

- ◆ 補助金の交付決定の全部又は一部を取消した場合において、本事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助団体に補助金が支払われているときは、期限を付してその返還を命じることがあります。
- ◆ 上記の補助金の返還期限は、当該返還を命令された日から起算して20日以内とし、返還に係る手続きは、所定の納付書によりその期日及び場所を指定して行います。

(11) その他

- ◆ 本事業は、この募集要項によるほか、「業界別人材確保戦略促進事業(団体独自取組支援)補助金交付要綱」の定めるところに従って実施されます。

以上

令和 年 月 日

公益財団法人東京しごと財団 理事長 殿

団体の所在地

団体の名称

代表者職・氏名

㊟

(代表者氏名が自署の場合は押印不要)

令和8年度業界別人材確保ストラテジー促進事業（団体独自取組支援） 補助金交付申請書

令和8年度業界別人材確保ストラテジー促進事業（団体独自取組支援）補助金（以下「補助金」という。）について、「令和8年度業界別人材確保ストラテジー促進事業（団体独自取組支援）補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）」に基づき、別紙の書類を添えて申請します。

記

1 取組計画期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

2 補助金申請額 _____ 千円

3 担当者連絡先

住 所	〒
部 署	
役職・氏名	
電 話 番 号	
E - m a i l	

団体概要

名称						
所在地						
設立日						
設立目的						
事業内容						
会員資格						
会員数	全国		社	うち中小企業		社
	都内企業		社			
出資金 (資本金)			円	従業員数	名	
年間収益等 (過去3か年)	令和7年度	経常収益		円	決算期	期
		当期経常増減額		円	当期一般正味財産増減額	円
	令和6年度	経常収益		円	決算期	期
		当期経常増減額		円	当期一般正味財産増減額	円
	令和5年度	経常収益		円	決算期	期
		当期経常増減額		円	当期一般正味財産増減額	円

誓約書

公益財団法人東京しごと財団理事長 殿

令和8年度業界別人材確保ストラテジー促進事業（団体独自取組支援）補助金（以下「補助金」という。）の交付申請を行うに当たり、下記事項を確認し、相違ないことをここに誓約いたします。

- 都内全域を活動範囲としています。
- 過去5年間に、重大な法令違反等はありません。
- 納期の到来している法人住民税及び法人事業税を完納しています。
- 過去1年間に財団又は東京都等との委託契約書における契約違反はありません。
- 代表者、役員、又は使用人その他の従業員若しくは構成員について、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、この誓約に違反又は相違があり、補助金の交付決定の取消しを受けた場合にはこれに異議なく応じます。あわせて、理事長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。
- * この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいいます。
- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・暴力団員を雇用している者
 - ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていません。また、この誓約に違反又は相違があり、補助金の交付決定の取消しを受けた場合には、これに異議なく応じます。
- * 接待飲食店営業のほか、パチンコ、ゲームセンター等の遊技場営業を行っている事業主は申請できません。
- 会社更生法の規定による更生手続開始の申立てをしていません（債権者を除く）。又は手続きの開始決定はされていません。
- 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てをしていません（債権者を除く）。又は手続きの開始決定はされていません。
- 破産法に基づく破産手続の申立てをしていません（債権者を除く）。又は手続きの開始決定を受けていません。
- 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属していません。また、青少年の健全育成上ふさわしくない事業をおこなっていません。
- 宗教活動や政治活動を主たる目的としていません。
- 本申請と同一の事由で国・都、または区市町村等から補助を受けていません。
- 本事業に関し提出する書類の写しはすべて、原本と相違ありません。
- 本事業における関係書類について、理事長が必要と認めた場合は、関係書類を速やかに提出します。
- 本誓約書の内容に虚偽や不正があった場合は申請を取り下げます。補助金支給後に発覚した場合は補助金を返還します。

令和 年 月 日

団体の所在地

団体の名称

代表者職・氏名

印

業界の雇用情勢、会員企業への支援実績

団体名： _____

(注) 記入枠内の文字制限はありません。必要に応じて枠を拡げてください。

1 業界を取り巻く雇用情勢、人材確保における課題

--

2 会員企業への人材確保に資する支援実績

※該当する項目にチェックを入れてください。

① 支援実績なし ② 支援実績あり

3 2で「②支援実績あり」を選択した場合は、実施内容を記載してください。

実施期間（年月日）	実施内容（実績）

取組計画

団体名：_____

当団体では、以下の取組を実施することにより、会員企業等の人材確保力の向上を図っていきます。

※ 取組数に応じて行数を変更してください。

※ 記入枠内の文字制限はありません。必要に応じて枠を拡げてください。

1 取組の内容

	取組名	経費（税抜）	対象とする 企業数
(1)		円	社
(2)		円	社
(3)		円	社
	経費合計	円	(ア)
	補助金申請額	,000円	(ア)の1/2、千円未満切捨て、上限3,000万円（特例団体は上限5,000万円） ※様式1の申請額との一致に留意

3 実施する理由・目標・見込まれる効果

- ※ 取組数に応じて枠数を変更してください。
- ※ 過去5事業（「団体課題別人材力支援事業」、「団体別採用カスパイラルアップ事業」、「業界別人材確保支援事業」、「業界別人材確保オーダーメイド型支援事業」）、「業界別人材確保強化事業（カスタマイズ支援）」の取組実績がある団体は、過去5事業での成果や課題を含めて理由を記入してください。
- ※ 目標には数値目標も設定してください。

(1)取組名	
実施理由	
目標	
取組により見込まれる効果	

(2)取組名	
実施理由	
目標	
取組により見込まれる効果	

(3)取組名	
実施理由	
目標	
取組により見込まれる効果	

4 実施体制（管理・運営体制）

5 個人情報管理保護、法令遵守についての実施内容・組織体制

団体名：

取組名：

経費明細書

(経費内訳)

<単価：円>

科目	経費予定額（税抜）	経費予定額算出基礎
計	0	
計	0	
計	0	
計	0	
合計	0	

- ※ 複数の取組を実施する場合は、取組ごとにこの様式を作成してください。
- ※ 見積書等算出の根拠となる書類のコピーを添付してください。
- ※ 「科目」欄には、補助対象となる経費の科目（「委託費」、「諸謝金」など）を記入してください。
- ※ 人件費等共通経費があれば、予定される業務量等で按分してください。